

グループホームあじさい 料金表(1割負担)

令和7年7月1日現在

利用料金(1ヶ月当たり30日として)

認知症対応型共同生活介護費			その他の費用			1日当たり	月額 (30日として)
基本	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	食材料費	部屋代	日常生活費		
要支援2	761	22	146	1,000	1,000	750	3,679 110,359 円程度
要介護1	765	22	146	1,000	1,000	750	3,683 110,501 円程度
要介護2	801	22	153	1,000	1,000	750	3,726 111,782 円程度
要介護3	824	22	157	1,000	1,000	750	3,753 112,601 円程度
要介護4	841	22	161	1,000	1,000	750	3,774 113,206 円程度
要介護5	859	22	164	1,000	1,000	750	3,795 113,846 円程度

※ 介護職員等処遇改善加算 計算式

サービス費総額【単価】×利用日数×186/1,000=介護職員等処遇改善加算【単価】(小数点四捨五入)

(例)要介護1 (765 + 22) × 30日 × 186/1,000 = 4,391.46

なお、利用日数により介護職員等処遇改善加算の単位は変動します。

※ 部屋代については、入院・外泊期間中においても費用が発生いたします。

なお、入院・外泊の初日につきましては、食材料費(食事を利用した場合を除く)以外のすべての費用が発生いたします。

※ 日常生活費は、水道光熱費、冷暖房費、寝具リース代等となります。

※ 理美容代等は実費負担となります。

※ おむつ(利用者の必要に応じて)は、持って来て頂く事となります。

※ 入所して30日以内は30円/日割増となります。

※ (実施した場合に1回のみ)退居時相談援助加算400円、退居時情報提供加算250円

※ 前各号に掲げるものの他、提供されるサービスのうち、日常生活においても通常必要となるものにかかる費用で、利用者が負担することが適当と認められる費用は、協議の上、実費とします。

※ テレビ等の個人用の電気製品を使用の場合、下記に定めた金額を徴収します。

項目	単価
電気代	テレビ(16インチ未満) 30円／1日
	テレビ(16インチ以上) 50円／1日
	コタツ 80円／1日
	電気毛布 20円／1日
	電気あんか 10円／1日
	パソコン 30円／1日
	加湿器等 30円／1日

※ 介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、保険給付金が直接事業者に支払われない場合があります。

その場合は一旦ご利用日数に1日あたりの料金を乗じた金額を頂き、サービス提供証明書を発行いたします。

サービス提供証明書を、後日、市町村の窓口に提出しますと、差額の払戻しを受けることができます。

グループホームあじさい 料金表(2割負担)

令和7年7月1日現在

利用料金(1ヶ月当たり30日として)

認知症対応型共同生活介護費			その他の費用			1日当たり	月額 (30日として)
基本	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	食材料費	部屋代	日常生活費		
要支援2	1,522	44	291	1,000	1,000	750	4,607 138,218 円程度
要介護1	1,530	44	293	1,000	1,000	750	4,617 138,503 円程度
要介護2	1,602	44	306	1,000	1,000	750	4,702 141,065 円程度
要介護3	1,648	44	315	1,000	1,000	750	4,757 142,701 円程度
要介護4	1,682	44	321	1,000	1,000	750	4,797 143,911 円程度
要介護5	1,718	44	328	1,000	1,000	750	4,840 145,192 円程度

※ 介護職員等処遇改善加算 計算式

サービス費総額【単価】×利用日数×186/1,000=介護職員等処遇改善加算【単価】(小数点四捨五入)

(例)要介護1 (1,530 + 44) × 30日 × 186/1,000 = 8,782.92

なお、利用日数により介護職員等処遇改善加算の単位は変動します。

※ 部屋代については、入院・外泊期間中においても費用が発生いたします。

なお、入院・外泊の初日につきましては、食材料費(食事を利用した場合を除く)以外のすべての費用が発生いたします。

※ 日常生活費は、水道光熱費、冷暖房費、寝具リース代等となります。

※ 理美容代等は実費負担となります。

※ おむつ(利用者の必要に応じて)は、持って来て頂く事となります。

※ 入所して30日以内は60円/日割増となります。

※ (実施した場合に1回のみ)退居時相談援助加算800円、退居時情報提供加算500円

※ 前各号に掲げるものの他、提供されるサービスのうち、日常生活においても通常必要となるものにかかる費用で、利用者が負担することが適当と認められる費用は、協議の上、実費とします。

※ テレビ等の個人用の電気製品を使用の場合、下記に定めた金額を徴収します。

項目	単価
テレビ(16インチ未満)	30円／1日
テレビ(16インチ以上)	50円／1日
コタツ	
電気毛布	
電気あんか	
パソコン	
加湿器等	

※ 介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、保険給付金が直接事業者に支払われない場合があります。

その場合は一旦ご利用日数に1日あたりの料金を乗じた金額を頂き、サービス提供証明書を発行いたします。

サービス提供証明書を、後日、市町村の窓口に提出しますと、差額の払戻しを受けることができます。

グループホームあじさい 料金表(3割負担)

令和7年7月1日現在

利用料金(1ヶ月当たり30日として)

認知症対応型共同生活介護費			その他の費用			1日当たり	月額 (30日として)
基本	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	食材料費	部屋代	日常生活費		
要支援2	2,283	66	437	1,000	1,000	750	5,536 166,077 円程度
要介護1	2,295	66	439	1,000	1,000	750	5,550 166,504 円程度
要介護2	2,403	66	459	1,000	1,000	750	5,678 170,347 円程度
要介護3	2,472	66	472	1,000	1,000	750	5,760 172,802 円程度
要介護4	2,523	66	482	1,000	1,000	750	5,821 174,617 円程度
要介護5	2,577	66	492	1,000	1,000	750	5,885 176,538 円程度

※ 介護職員等処遇改善加算 計算式

サービス費総額【単価】×利用日数×186/1,000=介護職員等処遇改善加算【単価】(小数点四捨五入)

(例)要介護1 (2,295 + 66) × 30日 × 186/1,000 = 13,174.38

なお、利用日数により介護職員等処遇改善加算の単位は変動します。

※ 部屋代については、入院・外泊期間中においても費用が発生いたします。

なお、入院・外泊の初日につきましては、食材料費(食事を利用した場合を除く)以外のすべての費用が発生いたします。

※ 日常生活費は、水道光熱費、冷暖房費、寝具リース代等となります。

※ 理美容代等は実費負担となります。

※ おむつ(利用者の必要に応じて)は、持って来て頂く事となります。

※ 入所して30日以内は90円/日割増となります。

※ (実施した場合に1回のみ)退居時相談援助加算1,200円、退居時情報提供加算750円

※ 前各号に掲げるものの他、提供されるサービスのうち、日常生活においても通常必要となるものにかかる費用で、利用者が負担することが適当と認められる費用は、協議の上、実費とします。

※ テレビ等の個人用の電気製品を使用の場合、下記に定めた金額を徴収します。

項目	単価
電気代	テレビ(16インチ未満) 30円／1日
	テレビ(16インチ以上) 50円／1日
	コタツ 80円／1日
	電気毛布 20円／1日
	電気あんか 10円／1日
	パソコン 30円／1日
	加湿器等 30円／1日

※ 介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、保険給付金が直接事業者に支払われない場合があります。

その場合は一旦ご利用日数に1日あたりの料金を乗じた金額を頂き、サービス提供証明書を発行いたします。

サービス提供証明書を、後日、市町村の窓口に提出しますと、差額の払戻しを受けることができます。